

原村の歌

一 水清く 若草萌えて
 たたなわる 八ヶ嶺高し
 田園は 朝日に映えて
 限りなき 未来をつなぐ
 新しい 道路は光る
 ああ ひらけゆく この山河

二 原山の 古き歴史や
 星流る 臥竜の丘へ
 村人の 情が厚く
 土に生き よみがるもの
 求め来し 新たな理想
 ああ うるわしき この山河

三 山間に 雲は動きて
 豊かなる みのりの秋や
 高原に 冷気は満ちて
 はるかなり 資源の大地
 開発の 歌も高らか
 ああ 夢多き この山河

四 風かおる 白亜の窓よ
 つどいよる 英知ぞ若き
 平和なる 斜面の村に
 はばたくは 雄飛の翼
 かぐわしき 郷土の誇り
 ああ たたえよや この山河

村歌「原村の歌」をご存じでしょうか。月曜日の朝の有線放送BGMにも使われています。ここでは、歌の由来や歌詞の背景をご紹介します。

原村の歌

「原村の歌」は、村政施行100周年（昭和50年1月22日）を迎えるにあたり、記念事業の一つとして作られました。

村では歌の作詞作曲にあたり、作詞を当時原村中学校で教鞭をとっていた小口雄一郎さんに、同じく作曲を高橋俊夫さんに依頼しました。

完成した歌は、昭和47年11月10日に開催された原村開校百年記念式典で披露され、昭和49年12月1日には、村旗、村木、村花とともに制定されました。

歌詞の背景

一番

一番は原村の春をそのもつとも象徴的な田園の姿でとらえてみました。長い冬の間にたくわえられた雪どけの水は春の日射しと共に全村をうるおします。田植えの田園は朝日をあびて輝きます。原村のもつとも美しい季節です。今や山麓に道路はのび、やがて産業経済発展の動脈の機能を発揮し原村は未来にむかってかぎりなくひらけてゆくでしょう。道路は村の発展のパロメーターであると言えます。

二番

二番は原山といわれたこの地、海抜千米地帯は八ヶ岳山麓文化と言われ縄文時代の昔からの歴史をひめ、御射山の祭事は今日にうけつがれていきます。村内に点在するあまたの遺跡や臥竜の丘はそうした悠久の歴史を語っています。農業は常に近代化を求めて、村人は宮々とそのいとなみをつづけてきました。基盤整備が完成したあかつきには高冷地とはいえ、農業近代化のモデルともなるであります。新田開発の苦闘の歴史の中で、ひたすら農業に情熱を傾けてこられた村人の姿の中に真実の人間を見る思いがします。そして故きを温めて新しきを求めた精神を感じました。

三番

二番の夏につづいて三番は秋から冬へのイメージです。豊穣の秋があとずれます。広大な大地、豊かな土はそれ自体が無尽の資源であります。常に冷気は満ちていますが今や諏訪地方でも汚染をまぬがれている唯一の土地です。しかし山麓はリゾートタウンへと変貌するでしょう。開発が自然破壊や汚染につながるのではなく、いつまでも豊かな水と空気が太陽と緑におおわれてほしいものです。

四番

四番について、五月の季節はもつともすばらしい季節です。庁舎の窓も輝く季節です。すぐれた英知こそが高い文化を生み出し、文化は人間に幸福をもたらします。真の豊かさとは平和を求める村の発展を願わずにはおれません。すぐれた芸術家や教育者や文化人を生んだ原村、そして若い人たちが雄飛の翼となって輝かしい未来に巣立ってほしいと思います。すぐれた先人ののこした文化遺産をきずつけることなく、いつまでも郷土のほこりとして大切にうけついでいてほしいと思います。

※「國語教室の回顧そして風景」より引用、著者・小口雄一郎、出版所・あざみ書房

聴いてみては？

作詞者の小口雄一郎さんは、歌詞の背景をこのように語っています。みなさんは、歌詞の背景を知っているように思われたでしょうか。村では、みなさんに親しんでもらうため、歌のCDの配布を無料で行っています。この機会に歌を聴いて歌詞の背景に思いをはせてみてはいかがでしょうか。

体操を作りました！

村では、「原村の歌」に振り付けをした原村体操を作りました。原村社会福祉協議会や原村地域包括支援センター等と協力しながら普及を行っています。

○原村体操

体操は「原村の歌」に合わせて体を動かします。椅子に座りながら体操することを基本としているため、立つことが困難な方でも簡単に運動ができます。

1番から4番まで、様々な体の動かし方をすることで、上半身から下半身、指先まで、全身のストレッチ・運動が可能です。



体操は、社会福祉協議会「有酸素運動と脳トレーニング教室」や地域包括支援センターの「介護予防教室」等で実施しています。村歌に合わせて体を動かしてみたいでしょうか。

問 保健福祉課 健康づくり係 ☎79-7092

センチュウのまん延を防ぐために

テンサイシストセンチュウは、土壌を介して他のほ場へひろがります。地域へのまん延防止のため、次の対策をしっかりと行いましょう。

○土壌の管理の徹底を

次のように土壌の管理を徹底し、まん延を防止しましょう。

①トラクター等作業機や長靴、小農具等の土壌管理

1. トラクター等作業機や車両・トラック等をほ場内で使用する場合、土壌をほ場外に持ち出さない。
2. 作業中は道路に出ず、ほ場内で巡回する。
3. ほ場から出る際は、作業機等に付いた土壌をほ場内で洗浄またはブラシでしっかり落とす。
4. 靴底や小農具に付いた土壌は、ほ場毎に洗浄またはブラシでしっかり落としてから移動する。

②収穫物・残さの対処、土壌流出対策

1. 地下部を出荷する野菜等は、ほ場内でしっかり土を落とす。(収穫残さは、ほ場外へ持ち出さない)
2. 雨天時に、土壌がほ場外へ流出しないように努め、ほ場外からの土壌流入対策を行う。

○疑わしい症状が出たら連絡を

今後野菜栽培の中で、疑わしい生育遅延や生育不良、以下の症状がありましたらご連絡ください。

①疑わしい地上部の症状(図1)

1. 生育遅延や生育不良(外葉や結球の小型化等)
2. 黄化症状
3. 萎れ



②疑わしい地中の症状

1. 細根(ひげ根)の異常な増加(図2)
2. 根に乳白色、レモン型の雌成虫(大きさ0.6~0.9mm、多数の卵を内包)、褐色のシスト(雌成虫が変化したもの)が寄生(図3)



このような経過の中で、村とJA信州諏訪、原村農業委員会で構成した「テンサイシストセンチュウ防除対策本部」を本年1月5日に設置し、各機関と連携しながらこの病害虫の早期封じ込めに対応する体制を整えています。なお受付窓口は農林課となっています。

Hsに関する新たな情報等は今後とも広報等でお知らせする予定です。

【テンサイシストセンチュウに関する問い合わせ先】

- 諏訪地域振興局 農政課 ☎57-2913
 諏訪農業改良普及センター ☎57-2931
 原村役場 農林課 農政係 ☎79-7931

テンサイシストセンチュウ 経過と対策

昨年9月に国内で未発生の重要病害虫「テンサイシストセンチュウ:Hs」が村内で確認されました。Hsはキャベツやブロッコリー等のアブラナ属の植物の根に寄生し、生育を阻害する害虫です。**付着した農作物を食べても人への健康被害はありません。**

○ほ場の調査結果

昨年10月から12月にかけて国・県において現地のほ場調査をした結果、117ほ場(約35ha)でHsの発生が確認された旨の報告がありました。

○長野県へ要望

ほ場の調査結果を受け、五味村長とJA信州諏訪の小松組合長は、昨年12月26日に県庁の北原農政部長を訪ね、防除対策に万全を期するとともに、防除対策により農家への支障や損失が生じた場合、国が責任をもって補償するよう県から国に対して要請を行うことを強く要望しました。



○今後の対応に関する説明会

1月中旬、Hs発生確認ほ場の所有者と耕作者に対し、農林水産省植物防疫課及び長野県農政部農業技術課より、今後の対応に関する説明会が行われました。

今後は、Hsのまん延を防止するため、発生ほ場における寄主植物(アブラナ属等野菜)の植栽を当面の間自粛する要請と、本線虫の駆除を図る土壌消毒を実施すること。また、取扱容易な殺線虫農薬を探索し、アブラナ属野菜の作付を可能とする防除技術を開発し、通常の営農が持続的に行えるよう環境を整える旨の説明がありました。

○今後の予定・対応

今後の予定では、耕作者への侵入原因聞き取り調査を1月~2月に行います。また隣接地域の追加土壌調査を2月に実施する予定です。

今回の調査結果により、①Hsが確認されたほ場と②Hsが確認されなかったほ場の今後の対応については農林水産省から次のとおり示されました。

①Hsが確認されたほ場

1. 本年は寄主植物(アブラナ属等の野菜)の植栽の自粛を要請します。
2. 本年3月以降、国・県で石灰窒素の散布と、土壌くん蒸剤の複数回消毒を行い線虫の駆除を図る計画です。
3. 国において、3月上旬にテンサイシストセンチュウ対策検討会議が開催され、植物防疫法上の緊急防除の適用等について協議されます。この結果について、3月中旬に関係者を対象に再度説明会が開催される予定です。

②Hsが確認されなかったほ場

今回の土壌検査でHsが確認されなかったほ場については従来通りの作付が行えます。

浄化槽の法定検査が変わります

平成30年4月から浄化槽法第11条に基づく定期検査を一新します。



●浄化槽法とは

浄化槽法は、生活環境の保全や公衆衛生の向上のため、浄化槽をお使いのみなさんに保守点検、清掃のほか、年1回の法定検査(浄化槽法第11条検査)を義務付けています。

●検査の変更点

浄化槽法第11条検査項目に、新たに生物化学的酸素要求量(BOD)の検査を加え、より効率的で充実した内容としました。

—BOD検査とは

BODは、水の汚れを示す重要な指標です。BODを検査することで、みなさんが排出する生活排水の汚れや浄化槽の調子(故障等)を知ることができ、修理等で早急な対応が可能になります。

BOD検査導入により検査の効率化(検査項目を一部省略による検査時間の短縮)が図られ、すべてのご家庭で年1回の法定検査を実施します。

浄化槽法第11条第1項(参考)

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回、指定検査機関※の行う水質に関する検査を受けなければならない。

※長野県では、指定検査機関に公益社団法人長野県浄化槽協会を指定しています。

問 建設水道課 環境係 ☎79-7933 (直通)

不法投棄はやめましょう

●不法投棄とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」に反して違法に投棄をする行為を言います。ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・糞尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他汚物・その他不要物を、山林、川、道路、空き地、私有地などに捨てることです。当然、廃家電や廃タイヤも同様です。また、不法投棄をした場合には「5年以下の懲役または1千万円以下の罰金もしくはその併科」など重い罰則が科せられます。



●不法投棄をすると

ごみの不法投棄は、美しい自然景観を損ない、悪臭や害虫の発生源となるとともに、有害物質が流出するなど、環境に与える影響は計り知れません。

また、ごみの焼却(野外焼却)も不法投棄と同様の重い罰則であり飼い犬のフンの放置は軽犯罪法に触れる場合があります。これらは、生活環境に悪影響を及ぼし、近隣住民に対しても大きな迷惑行為に繋がります。

●根絶には

不法投棄の根絶には住民のみなさんの理解と関心が必要です。

みなさん一人ひとりが、ごみを適切に処理し、マナーやルールを守ることで、清潔で美しい村づくりと快適な生活環境の保全に努めましょう。

問 建設水道課 環境係 ☎79-7933 (直通)

村営墓地の使用者募集

村では、村営墓地の使用者を募集しています。

●久保地尾根西墓地(平成19年造成)

墓地の場所：原村11499-4(室内字久保地尾根)

分譲区画数：28区画

1区画の面積：1.88m×1.76m=3.30㎡

分譲の種類：永代使用権の分譲(※所有権の分譲ではありません)

分譲価格：380,000円(使用許可時に一括納付)

墓地内施設の基準：区間内に設置できる墓石等の規格、配置を細かく定めています。基準以外のものは設置することができません。

※この墓地は、原村墓地条例及び原村墓地条例施行規則により運営されます。



久保地尾根西墓地の風景



区画(西側)



物置



水場



墓地の場所

●使用者の資格(次のいずれかに該当する方)

- 原村に住所を有する方
- 原村に本籍を有する方で、原村に住所を有する世帯主を墓地管理人(※)に定めることができる方
※墓地管理人は、使用者が墓地を管理できない場合や使用者に連絡がつかなくなった時などに、使用者に代わって墓地を管理することをご承諾いただける方です。

●墓地の管理について

- 墓地の共用部分の管理は村が行います。
(分譲区画内は、使用者個人により管理していただきます。)
- 墓地使用者は、1区画あたり年額1,000円の墓地管理料をご負担いただきます。

詳しくは、村ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問・申込 総務課 企画振興係 ☎79-7942 (直通)

春の全国火災予防運動

期間：3月1日(木)～3月7日(水)

全国統一標語「火の用心 ことばを形に 習慣に」



●火災が発生しやすい季節です

空気の乾燥や季節風により、火災が発生しやすい季節になっています。火気の使用、取扱いには十分注意してください。また、たき火を行うときは気象状況を考慮するとともに**その場を離れず、終わった後は完全に消火してください。**



●火災による死者が多発しています

住宅火災で亡くなった方の約5割が**逃げ遅れ**です。

火災からの**逃げ遅れ**を防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

設置されているご家庭は確認を！

住宅用火災警報器は製造年を確認して**10年を目安に交換してください。**また、作動試験で正常なメッセージがならない場合は**電池切れ**の可能性もあります。併せてご確認ください。



問 原消防署 予防係 ☎79-2442 (直通)

柔道整復師の施術を受けるとき

接骨院・整骨院等は、国家資格を持つ「柔道整復師」が施術を行う施設で、保険医療機関(病院、診療所等)で受診するのと同様に、窓口で保険証を提示し、一部負担金(総医療費×負担割合)を支払うだけで施術を受けられる場合があります。

これは、接骨院・整骨院等が患者に代わって療養費を原村国保に請求する「受託委任」が認められているからです。「受託委任」をするためには手続きが必要です。

国保豆知識⑪ 柔道整復師(接骨院・整骨院)とは

- ・柔道整復師とは、大学受験の資格がある者が3年以上、国が認定した学校・大学で専門知識を習得し、国家資格に合格した資格取得者です。
- ・整骨院・整骨院等と整形外科は同じではありません。柔道整復師は医師ではありません。したがって、接骨院・整骨院等では、診療の目的をもってレントゲン検査を行ったり、外科手術を行ったり、薬を投与することはできません。

国保豆知識⑫ 国民健康保険証が使える場合・使えない場合

内科的原因によるもの、慢性的な症状などには国保は使えません。

一 使える場合

- ねんざ・打撲・挫傷(肉離れ)
- 骨折・脱臼の応急手当

一 医師の同意がある場合だけ使えるもの

- △骨折・脱臼

一 国保が使えない場合

- ×上記以外



国民健康保険証を使用して施術を受けるときの注意

1. 負傷の原因を正確にきちんと伝え、保険の対象となるか確認しましょう。
2. 自己負担金の領収書及び施術明細書を発行してもらい、受診記録を控えておきましょう。
3. 柔道整復師が原村国民健康保険に提出する「医療費支給申請書」の委任状の欄は、傷病名や日数を確認して、必ず患者本人が自筆で署名してください。
4. 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう。
5. 外傷性の負傷でない場合(負傷原因が労働災害・通勤災害等に該当する場合は保険の対象とならず、労災保険の対象となります)。
6. 交通事故等、第三者から傷病を受けた場合は、原村国民健康保険に届け出が必要です。
7. 同一の負傷について、同時期に柔道整復師と医師に重複してかかることはできません。ただし、負傷の状態の確認のために定期的に医師の検査を受ける場合や、継続して施術が必要かについて確認するために医師の診察を受けて、施術を受けることは可能ですので、このような場合は医師の指示を得てその旨を柔道整復師に申し出てください。

問 保健福祉課 医療給付係 ☎79-7926 (直通)